

PCB廃棄物の処理推進策の検討、処理期限の見直し

- 1970年代より民間によりPCB処理施設の立地の取組がなされるが、実現せず。
- スtockホルム条約で平成40年までの処理が求められている。

- PCB廃棄物特別措置法(平成13年施行)により、国が中心となって、JESCOを活用して施設整備
- 処理期限までの処理を義務づけ(当初、平成28年と規定)

「PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」報告書(平成24年8月)

①高圧トランス・コンデンサ等



JESCOが5地域で処理
(北海道、東京、豊田、大阪、北九州)

- 想定よりも遅れが生じている(28年までに7~8割の処理は完了する見込み)

約34万台

安全性を最優先し、確実な処理を推進している

処理推進策

1. 処理施設の改造
2. 他事業所の得意能力の活用
 - 一部の機器について、5事業所ごとに設定されていた処理対象地域を越えて、別の事業所で処理を行うことを検討。
3. 無害化処理認定施設の活用
 - 運転廃棄物や、含浸物(紙・木等)について、無害化処理認定施設を活用して処理。

②安定器等・汚染物



JESCOが処理

- 北九州のみで処理が開始。
- 北海道は建設中
- 東京・豊田・大阪は、処理の見込みが立っていない。

約600万個

小型電気機器

感圧複写紙、汚泥等

処理推進策

- 豊田・東京・大阪事業エリアの処理体制の確保
- 低濃度のPCB廃棄物については、無害化処理認定施設を活用

③微量PCB汚染廃電気機器等



民間の認定事業者が処理

- 法施行後の平成14年度に存在が判明
- 濃度が低いため、焼却による処理体制づくりに着手
- 平成21年度に無害化処理認定制度に微量PCBを追加
- 平成24年8月時点で7認定事業者

トランス等
約160万台

OFケーブル
1,400km

処理推進策

- 処理施設の増強が必要
- 絶縁油のみの処理施設が多いため、筐体の処理が可能な施設の認定を増やす必要

処理期限の検討

- 処理に最も時間がかかるのは、③微量PCB汚染廃電気機器等
- 少なくともStockホルム条約で求められている年限(平成40年)までに処理ができるようにすべき。(処理期限は、これに2年程度の余裕を見込み設定する必要)

報告書を踏まえ、
政令を改正

- 平成24年12月12日
新たな処理期限を平成39年3月31日まで延長する政令が公布・施行